

やる気・元気・信州に好機 寺沢こうき 県政報告



6月定例会 一般質問内容

1 一般廃棄物最終処分場について

問 一般廃棄物の最終処分は市町村の責務であるが、市町村による新規処分場整備が困難な中で、県単位の広域で埼玉県や茨城県のような大規模な県営による最終処分場の整備を再検討していただけないか。

(阿部知事)

市町村にとって一般廃棄物の処分場整備は重要な課題であり、市町村によっては対応に苦慮されているということも十分に認識している。現行法上、一般廃棄物の処理責任、その処理に必要な施設の整備は市町村の責務である。まずは市町村の皆様が主体的に検討いただくことが必要と考えており、県としては、市町村で取り組む最終処分

場の整備に関する課題について、その解決策を共に考えるなど、整備が進むよう応援していく。

問 県は阿智村に最終処分場用地を取得し、現在も管理しているが、この管理地の現状は。また、仮に県営による最終処分場の整備が難しいならば、この管理地を、例えば広域的な市町村により構成された組合、または民間企業が、最終処分場として整備を希望した場合、検討の余地はあるか。

(阿部知事)

阿智村最終処分場予定地については、事業用地が荒廃しないよう適正な維持管理を行っている。県としては、産業廃棄物の最終処分場の残余年数が逼迫し、公共関与による施設整備が必要となった際の予定地として管理していくという考えで現時点では、直ちに整備する状況にはない。この予定地については、協定上、県が最終処分場の設置主体となっており、県以外の事業主体による整備は想定されていない。

2 高校のあり方について

問 昨年度の県立高校における退学者の数、その内再募集において入学した生徒の数、これらの近年の状況の推移は。

(原山教育長)

昨年度の退学者数は現在調査中であり、直近の平成27年度では、全日制・定時制の退学者は438人。うち、再募集で入学した者の退学者数は33人である。近年の状況の推移は、退学者数は平成22年度が619名であり、5年間で181人減少した。一方再募集で入学した者の退学者数については、ほぼ横ばいという状況である。

成績上位校に不合格者の受け皿となるべく県立高校で再募集が行われていないのが現状である。この現状は、「学びの改革基本構想」の中では、触れられていない。志願者の状況を考慮した上で、ある程度の成績上位層の高校に特別枠として事前に再募集枠を設けておく必要があるのではないか。

(原山教育長)

平成29年度の入学選抜の後期選抜で、旧11通学区の不合格者は県下最多の238名となった。旧11通学区の全日制13校のうち、7校で91名を再募集した状況である。後期選抜の不合格者の多くは、公立の再募集および県内の私立高校へ進学したものと考えている。一方、旧11通学区には私立高校が5校あり、募集定員は1205名。公立高校受験者の4割が私立高校を受験している状況である。特定の高校にあらかじめ再募集枠を設けた場合、その高校本来の募集枠を狭めることになり、第一希望の受験生を締め出すことにもなる。中学生の多様な進路希望の実現のため、また公平性の観点からもそのような募集枠を特定の高校に設けるといふことは難しいと考える。



問 長野県は近隣県と比較して県外高校進学率が高く、大きな問題であると感じる。生徒の県外流出について詳細な状況、また要因はどこにあると分析しているか。優秀な生徒が県外へ流出してしまうのは非常に残念であると考え、今後どのようにお考えであれば、今後どのような取組をお考えか。

28年度に県内中学校等を卒業した者の内、県外高校への進学率は、423人となり、県外高校進学率はこれまで1・8%前後を推移してきたが、初めて2%を超え全体の約3割が山梨県へ進学している。県外進学者の98%が長野県の公立高校を受験せずにそのまま県外の高校を選んでいる。県外進学的主要原因は約4割が部活動、約2割が大学進学である。長野県の高校に魅力を感じて学んでもらえるように、「学びの改革基本構想」に基づき、地域の皆様と高校の将来像を検討していく。また、特に隣接県との相互の公立高校

への進学のある方については、本年6月に設置した「入学選抜制度等検討委員会」の中で検討していく。

問 現在、県内で介護福祉科を設けている高校は、私立2校のみである。費用負担の面においても需要があると思うが、県立高校への介護福祉科の設置を検討していただけないか。

(原山教育長)

平成29年の法改正に伴う、資格取得に要する専門教科の履修単位の増加による、生徒への大変大きな負担、また医師や看護師等の免許を有した専任教員の確保も難しいが、現在県立高校では「介護福祉科」を設置できる状況にない。なお現在の、介護福祉士の受験資格を得るには一つの学校で全ての科目を履修しなければならない制度を、学費の削減、期間の短縮を狙いとし、「地方分権改革に関する提案制度」を活用し、高校卒業後に養成施設で、不足科目を履修することにより通算して所定の単位数を満たせば、受験資格を得られるよう、国に対して要請している。

問 高校在学中に「介護職員初任者研修」の資格取得は可能であるが、資格取得に係る費用は非常に負担となる。ある程度の基準を設けた上で、高校在学中の資格取得に係る費用について補助制度を設けていただけないか。

本県では今年から、介護事業者が職員の初任者研修の受講費用を負担する場合にその費用の

一部を助成する制度を新たに創設した。介護職員初任者研修は、土日を利用して受講すると4か月程度で修了可能なものが多くなっており、通信教育での受講も可能である。介護職場に就職が決まった高校生も、この制度の対象になると思っており、この制度を使って在学中に資格を取得することができるようになっていくと考えている。制度の利用をこれからしっかりと呼びかけていきたい。

問 今年度「就学支援金支給対象外」の県立高校に通う生徒数は何人で、仮に対象外生徒の就学支援金を県が負担するとすればどのくらいの金額になるか。

(原山教育長)

平成28年度の実績でみると、就学支援金対象外の生徒数、すなわち授業料を徴収している方は、6739名、全生徒数の14・1%となる。仮に県負担額がいくらになるか、つまり授業料の徴収額は、8億8千万円余となる。

(要望)

今回の改革では、高校再編がクローズアップされがちだが、この「学びの改革」は新たな社会を創造する力を育む学びを指すものである。この「学びの改革」がいつ誰のための改革なのか、子どもたちの思いを置き去りにすることなく、また大人のそして地域のエゴとなってしまうことのないよう、もう一度原点に戻り実施方針決定に取り組みをいただきますよう強く要望する。